

# 平成23年度 病院への立入検査結果について

## 立入検査とは？

横浜市では、法令で病院に義務付けられている、安心・安全な医療を推進するための体制が整っているかどうか、毎年市内の全病院(平成23年度は134施設)を訪問し、幅広い項目について検査を行っています。基準を満たしていなければ、改善するよう指導を行っています。今回、その中でも、重点的に検査した下記の項目について結果をまとめました。下記の項目については、基準を満たしていない病院には改善計画を作成してもらった上、報告していただきました。

(※同じ基準で検査した項目については、以前の結果と比較して記載しました。)

### 1 安全管理のための体制の確保及び院内感染対策のための体制の確保について

多くの病院で安全管理体制、院内感染対策の体制整備が年々進んできておりますが、それらを考慮した上で、今年度は以下の項目に重点を置きました。

- ①インシデント・アクシデント事例や院内感染事例についての、報告、検討、分析、改善策立案（PDCA サイクル）の状況
- ②アクシデント事例や院内感染事例発生時の、診療録や看護記録等への適切な記載状況
- ③従業者に対する、安全対策や院内感染対策の研修の実施と未受講者対策
- ④標準予防策を実施する体制の整備及び職員への周知状況

### 2 医薬品安全管理体制の確保について

医薬品安全管理責任者が有資格者の中から選任されているか、また、医薬品業務手順書に基づく業務の実施状況の確認が適切に行われ、その結果が手順書や業務の見直しに適確に反映されているかについて確認しました。

### 3 医療機器安全管理体制の確保について

医療機器安全管理責任者が有資格者の中から選任されているか、また、医療機器を安全に使用するための研修の実施方法や記録について確認しました。

### 4 無資格医療の防止について

病院が、医師、看護師などの有資格者の資格確認を適切に実施しているかどうかを重点的に検査しました。

### 5 医療法に基づく手続きについて

病院の建物の構造や用途を変更する場合は、医療法の手続きが必要です。院内巡視を行い、許可の内容と異なっていないかを確認しました。

## 立入検査結果の概要は次のとおりでした（対象市内 134 施設）

※ %は、検査を実施した市内病院のうち、基準を満たしていた病院の割合です。

### 医療事故防止のための安全管理体制

#### アクシデント事例及び院内感染事例の、診療録や看護記録への適切な記録について

◇アクシデント事例で、事例の内容や、患者・家族へ説明した内容が、診療録（カルテ）や看護記録などに適切に記録されている。

..... 56.7%

◇院内感染事例で、事例の内容や、患者・家族へ説明した内容が、診療録（カルテ）や看護記録などに適切に記録されている。

..... 57.5%

#### 解説と指導のポイント

アクシデント事例が発生した際、診療録や看護記録への適切な記録は、事故発生防止への取り組みを考える際に重要であるだけでなく、患者・家族との信頼関係構築のためにも大切です。今年度も、昨年度に引き続き、実際に診療録や看護記録を見て、事例の内容や患者・家族への説明内容の記録状況（いつ、誰が、誰に、どのような説明を行ったかということ等）を検査しました。

（各病院の取組が向上してきたことから、今年度はより細かく検査を行いました。このため、以前との比較は行っていません。）

また院内感染事例についてもアクシデント事例と同様に、更なる感染防止へのきっかけとなるだけでなく、信頼関係構築や、後々のトラブルを回避（軽減）することにもつながります。今年度からは院内感染事例の記録についても、検査を行いました。

アクシデント事例、感染事例ともに、6割近くの病院が基準を満たしていました。指導した内容の中では、「事例の内容を、実際には患者・家族に説明しているものの、その内容や誰がどの家族に対して説明したのかを明確に記録していない。」というものが多く見られました。

そのため、今年度も、記録が不十分であったすべての病院に、『具体的な診療録の記載マニュアルの作成』や、『記録の医師等への周知徹底方法』など、具体的な改善計画を作成してもらった上、報告していただきました。ただ「記載するように」と上層部が呼びかけるよりも、実際の記載内容を安全管理者や推進者が確認する体制を構築することが、効率的な改善方法と思われました。

## 病院職員への研修体制

### 医療安全向上のための職員研修の実施と、未受講者対策について

◇医療事故防止に向けた職員研修に、職員の多くが参加し、未受講者のフォローアップを実施している。

・・・・・・・・79.9%（平成23年度）

・・・・・・・・87.3%（平成22年度）

・・・・・・・・85.8%（平成21年度）

◇院内感染防止に向けた職員研修に、職員の多くが参加し、未受講者のフォローアップを実施している。

・・・・・・・・85.1%（平成23年度）

・・・・・・・・84.3%（平成22年度）

・・・・・・・・70.9%（平成21年度）

### 解説と指導のポイント

医療法の改正で、新たに義務化された医療安全や院内感染対策の職員研修は、平成20年度までにほとんどの病院で実施されるようになりました。しかし、受講率が低かったり、未受講者のフォローアップが実施されていなければ、実質的には十分な研修が行われたとは言えません。研修は、職員の医療安全意識啓発に欠かせない重要な事項であるため、今年度も重点的に検査しました。

医療安全の研修について、今年度はフォローアップの方法まで踏み込んで検査したこともあり、基準を満たした病院数が昨年より減少しました。基準を満たしていない病院では、「未受講者のフォローアップが研修資料の配布のみである」というものが多く、きちんとフォローアップを受けたことを確認する体制が重要です。

## 院内感染防止対策

### 標準予防策実施環境の整備

◇病棟などで、標準予防策を実行できる環境が整備できている。

・・・・・・・・88.8%（平成23年度）

・・・・・・・・95.5%（平成22年度）

・・・・・・・・78.4%（平成21年度）

## 解説と指導のポイント

今年度は、昨年度に引き続き、マニュアルに記載された標準予防策を、実際に実行できる環境が整備されているかを重点的に検査しました。具体的には、病棟の看護師等に、マニュアルに記載されているガウン、マスクや手袋の保管場所及び使用方法についてのヒアリング、手洗い場所の手指消毒剤の配置状況について検査しました。結果は、マニュアルへの標準予防策の記載はほぼすべての病院で行われていましたが、一部の病院で、院内感染予防のための物品の場所などの周知が不十分でした。頻繁に医療従事者が入れ替わる病院において、すべての者に周知するということは困難ではありますが、標準予防策は感染防止の基本ですので、何卒周知徹底のほど、お願いいたします。

## 医薬品の安全管理体制

### 医薬品安全管理責任者の配置について

◇医薬品安全管理責任者が病院管理者を除く医師、歯科医師、薬剤師及び看護師の常勤職員の中から選任されている。

- ..... 98.5% (平成23年度)
- ..... 98.5% (平成22年度)
- ..... 98.5% (平成21年度)

## 解説と指導のポイント

改正医療法では、「医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者」として、上記の有資格者の中から選任して配置することが求められています。

重大な医療事故の多くは薬剤に関わるものであり、その安全管理体制の要となることから、今年度重点的に検査しましたが、結果はほぼすべての病院で適切に選任されていました。

### 医薬品業務手順書に基づく業務の実施状況の確認について

◇医薬品の安全使用のための手順書（医薬品業務手順書）に基づいた、業務の実施状況の点検、確認が実施されている。

- ..... 92.5% (平成23年度)
- ..... 94.8% (平成22年度)
- ..... 86.6% (平成21年度)

### 解説と指導のポイント

改正医療法で求められるようになった、病院での医薬品の安全な取り扱いを定めた手順書は、平成 20 年度までにすべての病院で整備されました。法では手順書を作成するだけでなく、手順書に沿った業務の実施状況の点検、確認を行うことを求めています。定期的に手順書に記載されている内容と、実際に現場で行われている業務内容を点検、確認することにより、手順書と業務内容の整合を図り、確認結果に基づき業務内容の改善や手順書の改訂を行うことが重要であることから、今年度も重点的に検査しました。

結果は、昨年に引き続き、多くの病院で確認が適切に実施されていましたが、一部確認が不十分な病院も見受けられました。

## 医療機器の安全管理体制

### 医療機器安全管理責任者の配置について

◇医療機器安全管理責任者が病院管理者を除く医師、歯科医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の常勤職員の中から選任されている。

．．．．． 98.5% (平成 23 年度)

．．．．． 98.5% (平成 22 年度)

．．．．． 97.0% (平成 21 年度)

### 解説と指導のポイント

改正医療法では、「医療機器の使用に係る安全な管理のための責任者」として、上記の有資格者の中から選任して配置することが求められています。

医療機器安全管理も医療安全の重要な要素であるとの観点から、今年度は重点的に検査しました。結果はほぼすべての病院で有資格者の中から選任されていました。

### 医療機器の安全使用のための研修の実施について

◇新採用者等に対して、医療機器の安全使用のための研修を実施している。

．．．．． 99.3% (平成 23 年度)

．．．．． 100.0% (平成 22 年度)

．．．．． 97.8% (平成 21 年度)

### 解説と指導のポイント

医療法の改正で、従業者に対する医療機器の安全使用のための研修を実施するように求められています。特に、新採用者は、慣れない機器を扱うこととなりそれだけ事故を起こしてしまうリスクも上がります。特に新採用者の研修について、適切に実施されているかどうかを検査しました。

結果は、ほぼすべての病院で、研修が実施されていました。

### 無資格医療の防止について

◇医師、看護師等の採用時における免許証などの写しの保管が適切に実施されている。

・・・・・・・・ 95.5% (平成 23 年度)

・・・・・・・・ 88.8% (平成 22 年度)

・・・・・・・・ 91.0% (平成 21 年度)

#### 解説と指導のポイント

無資格医療の防止のため、医師や看護師などの有資格者の免許証の写し(コピー)の保管状況や、写しと原本を照合した日付や照合者の記録を確認し、重点的に検査しました。

上記のパーセンテージは「写しの保管」が適切に行われている病院の比率です。大部分の病院でこの基準は満たしていましたが、「原本照合」が適切に行われている病院は84.3%と減少します。資格確認では、本人から写しの提出を受けるだけでなく、近年コピー技術の発達もあり、精巧な偽物を作成することができるため、原本と実際に照合し、照合を実施した記録を残すことが大切です。

### 医療法の手続きについて

◇病院で、患者が使用する施設の構造や使用用途を変更する際は、横浜市等へ申請をしている。

・・・・・・・・ 92.5% (平成 23 年度)

・・・・・・・・ 88.1% (平成 22 年度)

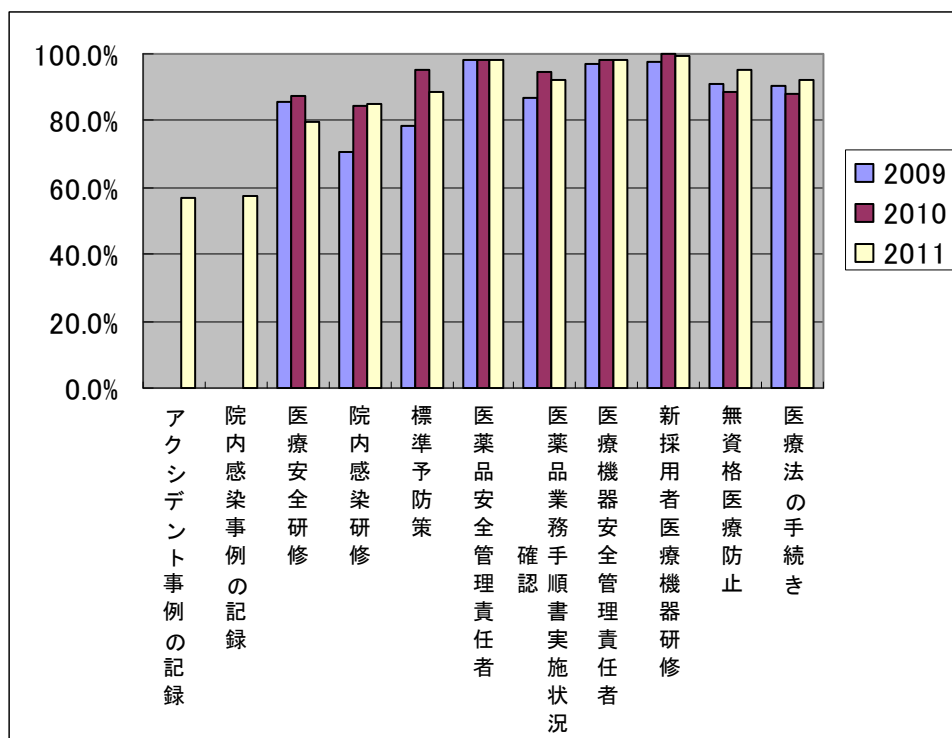
・・・・・・・・ 90.4% (平成 21 年度)

#### 解説と指導のポイント

病院で、診察室や手術室などの診療のために使用する構造に変更を生じたりする場合は、事前に検査員の検査を受け、施設の使用許可を得る必要があります。これは、患者さんの治療を行う病院の構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められ

るようなものでなければならぬからです。

結果は、昨年と比較して改善が見られました。ただ、事前の申請をせずに変更していた病院には、直ちに手続きを行い、今後は事前に手続きをするよう啓発しました。



(参考) 重点項目の適合率の推移

## 〇まとめ

市内病院の医療安全の取組は、指針の作成や医療法の遵守といった枠組みの設定については、ほぼ全ての病院でしっかり対応されていました。多くの病院では一歩進んで、アクセシビリティ事例の分析、改善策立案や、院内感染防止のための教育、対策の実施といった、具体的な内容の充実が進んでいます。

今年度の検査結果では、重点項目の一部など、より細かく検査した項目については基準を満たしていない病院が増加したものもありました。しかし、全体としては年々取組が充実しているよう見受けられました。

昨年もこの項で述べたように、医療安全という分野は日々進歩しています。社会の要求と相まって、最新の知識を取り入れるために継続的な学習が必要な分野であるとともに、病院の総合力が求められる分野ともいえます。

管理者をはじめ、すべての医療従事者が積極的に医療安全に取り組む姿勢が今後も期待されます。